許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項の届出をした年月日又は法第4条第1項の届出をした年月日（注1）		
事務上の連絡先	名　称	
	所在地	郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　） 所属部課名（　　） 電話番号（　　） ＦＡＸ番号（　　） メールアドレス（　　）
	連絡員の氏名（注2）	

注　1　「許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項の届出をした年月日又は法第4条第1項の届出をした年月日」　法第3条の2第1項又は法第4条第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。

2　「連絡員の氏名」　ＦＡＸ番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。

備考1　この用紙は、日本工業規格Ａ4のつづり込式とすること。

2　この届書の提出部数は、1通とすること。

3　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

4　「コード番号」の欄は、文部科学大臣が定めるところにより記載すること。

（登録認証機関等に関する規則の一部改正）

第二条　登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条、第二十九条、第四十三条、第五十七条、第七十一条、第八十四条、第九十六条及び第百七条の表の上欄二の項中「届出」の下に「（代表者の氏名の変更に係るものを除く。）」を加える。

（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の規定に基づく記録の引渡し機関に関する省令の一部改正）

第三条　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の規定に基づく記録の引渡し機関に関する省令（平成二十一年文部科学省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十六条第一項第五号」を「第二十六条第一項第九号本文」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十一年十一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一　第二十四条第一項の改正規定　平成二十二年四月一日

二　第三十九条第三項の次に三項を加える改正規定及び別記様式第五十一から別記様式第五十三の改正規定　平成二十三年一月一日

三　別記様式第五十の改正規定　平成二十三年四月一日

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に講じている放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第二十八条第一項の規定による措置及び同条第二項の規定による当該措置の報告については、この省令による改正後の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第二十六条第一項、第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告　示

○財務省告示第三百三十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十一年九月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十一年十月九日

財務大臣　藤井　裕久

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第二百八十四回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律（平成二十一年法律第十七号）第二条第一項及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　非競争入札発行　各申込みの応募額を案分により割り当てる。

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で二兆二千二百億円うち、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で一兆千九百八十六億五千九百九十五万円、特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で一兆二百十三億四千五万円

ロ　非競争入札発行　特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で四十七億八千五百万円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で千七百三十五億円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　二兆二千二百二十四億八千百四十六万円

ロ　非競争入札発行　四十七億九千三十五万九千二百円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　千七百三十六億九千四百三十二万円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。